

居宅介護支援事業所ひかり運営規定

（事業の目的）

第1条 医療法人社団醫光会が開設する居宅介護支援事業所ひかり（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援、介護予防支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の介護支援専門員は、事業の提供に当たっては、次の事項に努めるものとする。

- 一 要支援状態及び要介護状態等になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮すること。
 - 二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮すること。
 - 三 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うこと。
- 2 事業の運営に当たっては、関係市町村、医療機関、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 医療法人社団醫光会居宅介護支援事業所ひかり
- 二 所在地 高崎市矢島町 449-2 （駒井病院内）

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うこととする。
- 二 介護支援専門員 4名（常勤兼務1名、常勤専従3名）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援、介護予防支援の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、第2・4土曜日、国民の祝日及び12月30日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前9時から午後5時30分までとする。（土曜日9時～12時45分）
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の内容)

第6条 指定居宅介護予防、介護支援の内容は次のとおりとする。

- 一 居宅サービス計画作成
- 二 指定居宅サービス事業者、医療機関、行政機関等との連絡調整
- 三 介護保険施設への紹介
- 四 利用者に対する相談援助業務
- 五 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料金)

第7条 指定居宅介護支援、介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める介護報酬告示上の額とし、当該指定居宅介護支援、介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、高崎市、前橋市、藤岡市、玉村町の区域とする。(予防支援については高崎市のみ)

(その他運営についての留意事項)

第9条 事業所は介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 二 継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項の外に、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

(虐待への対応)

第10条 事業所は高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）等の規定により、事業所職員に対し研修を実施する等、必要な体制の整備を行うとともに、虐待の未然防止のために必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、虐待又は虐待が疑われる事例を把握した場合には、高齢者虐待防止法等の規定に基づき、速やかに当該高齢者を訪問して状況を確認するなどし、市に情報提供するとともに相互に連携し、適切な対応をするものとする。

附則

この規定は、平成11年10月1日から施行する。

1. 本規定の第4条二の一部改正 (平成12年11月1日付)
2. 本規定の第4条二の一部改正 (平成14年7月1日付)
3. 本規定の第4条二の一部改正 (平成14年12月16日付)

4. 本規定の第7条2および3削除（平成16年5月1日付）
5. 本規定の第2条一および2、第4条二、第6条、6条二の一部改正（平成18年4月1日付）
6. 本規定の第4条二の一部改正、第4条三削除（平成25年4月1日付）
7. 本規定の第4条二の一部改正（平成27年7月1日付）
8. 本規定の第4条二の一部改正（平成28年1月16日付）
9. 本規定の第4条二の一部改正（平成28年4月1日付）
10. 本規定の第4条二の一部改正（平成29年4月1日付）
11. 本規定の第4条二の一部改正（平成29年7月1日付）
12. 本規定の第4条二の一部改正（平成29年8月1日付）
13. 本規定の第4条二の一部改正（平成30年4月1日付）（令和3年4月1日）（令和4年10月16日）
14. 本規定の第10条追加（令和6年4月1日付）